

【 水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定める測定方法 】

公布日：平成 8 年 09 月 19 日

環境庁告示 55 号

[改定]

平成 10 年 4 月 24 日 環境庁告示 22 号

平成 12 年 12 月 14 日 環境庁告示 78 号

平成 13 年 6 月 13 日 環境省告示 36 号

平成 20 年 4 月 1 日 環境省告示 44 号

平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示 88 号

平成 26 年 3 月 20 日 環境省告示 43 号

平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示 53 号

令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示 35 号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)第九条の四の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を次のように定める。

水質汚濁防止法施行規則第九条の四の環境大臣が定める測定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(平一二環庁告七八・一部改正)

附則

平成十三年一月六日から適用する。

平成十三年七月一日から施行する。

平成二十四年五月二十五日から施行する。

別表

(平一〇環庁告二二・平一二環庁告七八・平一三環省告三六・平二〇環省告四四・平二四環省告八八・平二六環省告四三・平三一環省告五二・令二環省告三五・一部改正)

有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格(以下「規格」という。)K〇一〇二の五十五に定める方法
シアン化合物	規格K〇一〇二の三十八・一・二規格K〇一〇二の三十八の備考十一を除く。以下同じ。)及び三十八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・五に定める方法又は昭和四十

	六年十二月環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表一に掲げる方法
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）付表一に掲げる方法
鉛及びその化合物	規格K〇一〇二の五十四に定める方法
六価クロム化合物	規格K〇一〇二の六十五・二（規格K〇一〇二の六十五・二・七を除く。）に定める方法（ただし、規格K〇一〇二の六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K〇一七〇一七の七のa) 又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒（ひ）素及びその化合物	規格K〇一〇二の六十一・二、六十一・三又は六十一・四に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表二に掲げる方法
アルキル水銀化合物	環境基準告示付表三に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表四に掲げる方法
トリクロロエチレン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
ジクロロメタン	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・二—ジクロロエタン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一—ジクロロエチレン	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二—ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一—トリクロロエタン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二—トリクロロエタン	規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三—ジクロロプロペン	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法

チウラム	環境基準告示付表五に掲げる方法
シマジン	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン及びその化合物	規格K〇一〇二の六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法
ほう素及びその化合物	規格K〇一〇二の四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格K〇一〇二の三十四・一（規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K〇一〇二の三十四・一・一c）（注 ⁽²⁾ ）第三文及び規格K〇一〇二の三十四の備考一を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表七に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸化合物にあっては規格K〇一〇二の四十三・一に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K〇一〇二の四十三・二・一、四十三・二・三、四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
塩化ビニルモノマー	平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
一・四一ジオキサン	環境基準告示付表八に掲げる方法